

名古屋市美術館開館 30 周年記念
オフィシャルサポーター募集要項

平成 29 年 11 月
名古屋市教育委員会

募集のあらまし

名古屋市美術館は、「文化の香り高いまち 名古屋」を実現するための中心施設として、市民に広く芸術鑑賞の場と学習の機会を提供し、併せて地域社会の美術活動の振興と芸術の発展に寄与することを目的に、昭和63年4月に開館しました。

平成30年度は、開館30周年の節目の年になるので、記念する展覧会や事業を行うため、大学等を対象に、美術館を応援してくださる名古屋市美術館30周年記念オフィシャルサポーター（以下「オフィシャルサポーター」という。）を募集します。

オフィシャルサポーターとなっただけの大学等には、ライセンス料をお支払いいただく代わりに、応募口数に応じた特典をご用意させていただいております。

ライセンス料は、開館30周年を記念した「名古屋市美術館コレクション展（仮称）」（以下「コレクション展」という。）の開催費用を始め美術館の事業運営の費用に充て、当館の魅力向上を図ってまいります。

このオフィシャルサポーター制度は、美術館と大学等とのパートナーシップにより開館30周年記念事業等を充実させ、美術館の設置目的に沿った活動を一層進展させることを目指し、併せて大学等（専修学校、各種学校を含む）の社会貢献の取組みを広く発信していただく機会になることと存じますので、ぜひともご賛同いただき、ご応募ください。

1 募集期間

平成 29 年 11 月 1 日（水）～12 月 28 日（木）

2 開館 30 周年記念事業の取組み内容

(1) 開館 30 周年記念特別展

別紙のとおり、年間 5 本の展覧会を開催します。

(2) 記念講演会

美術館の過去から現在を振り返り、将来像を考える講演会やシンポジウムを開催します。

(3) 「ゆめ・プレミアムアートコレクション」

平成 27 年度から、開館 30 周年を記念した新たな美術品を購入するための寄附金を募ってきました。その寄付金で購入する新たな美術品をお披露目します。

3 協定締結条件

(1) サポーターライセンス料

1 口 年額 1,000,000 円

(2) サポーター期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

(3) 選定公表時期

平成 30 年 1 月下旬頃

(4) 詳細条件

詳細条件は「名古屋市美術館開館 30 周年記念オフィシャルサポーターに関する協定書（案）」を参照してください。

(5) その他

次のいずれかに該当する場合は、協定締結後であっても、協定を解除し、既に納入されたサポーターライセンス料は返還しません。

ア サポーターライセンス料の納入がない場合

イ 本募集要項の応募者の資格を満たしていないこと又は虚偽の記載があることが判明した場合

ウ オフィシャルサポーター側に非行の事実が認められ、名古屋市教育委員会が協定を継続することが適当でないとする場合

エ 協定が解除された場合、いかなる場合においても、オフィシャルサポーターは名古屋市教育委員会に対し、損害賠償を請求することはできません。

4 サポーター特典について

(1) 名古屋市美術館玄関への大学等の名称掲出

玄関に「オフィシャルサポーター」として大学等の名称やロゴを掲出できます。なお、看板の製作費や取付工事費は別途ご負担いただきます。

(2) 名古屋市美術館公式ウェブサイトでオフィシャルサポーター名を紹介

美術館公式ウェブサイトにてオフィシャルサポーターの紹介ページを制作し、大学等の名称とロゴを掲載します。

(平成 28 年度名古屋市美術館ウェブサイトのアクセス件数 497,000 件)

(3) 名古屋市美術館の名称と写真の使用

名古屋市美術館のオフィシャルサポーターである旨を、大学等のホームページや名刺等に表示していただけるほか、名古屋市美術館の名称やロゴ、写真を大学等の広告・宣伝活動にお使いいただけます。

(4) 名古屋市美術館学生メンバーズ制度への加入

オフィシャルサポーターの大学等の学生（希望する場合は教員も）は、名古屋市美術館学生メンバーズ（限度人数方式）に加入し、サポーター期間中の特別展・常設展を無料で観覧していただけます。ただし、特別展の入場者数には限度があり、限度人数を超えた場合は、超過人数分の観覧料を別途お支払いいただきます。

(5) 「コレクション展」広報媒体への大学等の名称掲載

展覧会のポスター、チラシ等にオフィシャルサポーターとして名称を掲載します。

(印刷予定枚数：B2 ポスター 550 枚 B3 ポスター 3,800 枚 A4 チラシ 70,000 枚)

(6) 「コレクション展」開会式への招待

(7) 「コレクション展」招待券の提供

【オフィシャルサポーターからの提案】

オフィシャルサポーターから特典とサポーターライセンス料を提案していただくことも可能です。

例) 大学等の学生教職員を対象とした講演会、特別鑑賞会

30 周年記念講演会等の広報媒体への大学名掲載

子ども向け教育普及事業の共同開催

5 応募者の資格

学校教育法に定める大学（大学院、短期大学を含む）、専修学校若しくは各

種学校。なお、これらを設置する学校法人の応募も可能とします。

6 広告代理店等による応募について

広告代理店等による応募は可能です。ただし、協定締結の相手方は大学等となりますので、応募書類の提出は大学等により行っていただきます。協定締結後、広告代理店等は本市との間で「サポーター運用・メンテナンスに関する協定」を締結することができます。この協定は、サポーターライセンス料の中から10%を上限に本市が広告代理店等に支払うものです。協定の締結を希望される場合は、提案書とは別に、運用・メンテナンスの業務内容や希望金額などの提案を、大学等による応募書類の提出と併せて行ってください。詳しくは「サポーター運用・メンテナンスに関する協定について」をご覧ください。

7 選定方法

ご提出いただいた応募書類に基づき、サポーターの選定を行います。なお、ご希望の事業によっては、ご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

8 応募方法等

(1) 募集期間

平成29年11月1日（水）～12月28日（木）としますが、終了後も随時、申込みを受け付けます。

(2) 応募書類

ア オフィシャルサポーター申込書（様式1） 1部

イ 大学等の概要 1部

大学等の組織（学部・学科）、教職員数、学部定員と在籍者数を記載したものであれば、パンフレット等で結構です

ウ 大学等役員に関する調書（様式2） 1部

(3) 応募方法

応募書類に必要事項を記入し、添付書類を添えて、下記の提出先まで郵送又は持参してください。

(4) 質問等の受付及び回答

本募集要項の内容等に質問がある場合は、下記の方法により提出してください。

ア 質問方法

下記の宛先に「質問票」（様式3）をファックス又は電子メールにより提出してください。

イ 回答方法

質問に対する回答は、名古屋市公式ウェブサイトにて順次回答いたします。なお、募集要項の補足等が示されることがあるので、応募書類の提出前に必ずご確認ください。

(5) その他

ア 応募にあたって現地確認を希望される場合は、下記連絡先まで事前にご連絡の上、ご来館ください。

イ 提出された応募書類および添付書類は返却いたしません。

ウ 本募集に関して応募者が要した費用の一切は、応募者の負担とします。

エ 応募書類および添付書類は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき公開することがあります。

9 応募書類の提出先・現地確認の連絡先

名古屋市美術館総務課

郵便番号 460-0008

所在地 名古屋市中区栄二丁目17番25号

電話番号 052-212-0001

ファックス番号 052-212-0005

電子メールアドレス a2120001@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

【参考】

1 名古屋市美術館について

(1) 建築概要

階数 地上2階、地下1階

構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）

敷地面積 10,509,125 m²（白川公園内の美術館管轄区域）

建築面積 2,213.26 m²

延床面積 7,232.41 m²

(2) 入館者数の推移

平成26年度 273,428人

平成27年度 151,513人

平成28年度 314,351人

2 平成30年度の展覧会スケジュール

展覧会タイトル（仮）	会期	共催者
モネ それからの100年	4.25（水）～7.1（日）	中日新聞社 東海テレビ放送
至上の印象派展 ビュールレ・コレクション	7.28（土）～9.24（日）	中日新聞社 NHK名古屋放送局 NHKプラネット
コレクション展	10.6（土）～11.25（日）	中日新聞社
アルヴァ・アアルト展	12.8（土）～2.3（日）	読売新聞社 中京テレビ 美術館連絡協議会
辰野登恵子展	2.16（土）～3.31（日）	中日新聞社

名古屋市美術館開館30周年記念オフィシャルサポーターに関する協定書

名古屋市教育委員会（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、名古屋市美術館開館30周年記念オフィシャルサポーター（以下「オフィシャルサポーター」という。）事業に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、オフィシャルサポーター事業に関して、甲と乙が相互に協力することによって、名古屋市美術館（以下「美術館」という。）の開館30周年記念事業の盛り上げを図り、地域社会の美術活動の振興と芸術の発展に寄与するとともに、乙の広報活動と地域貢献に資することを目的とする。

（協定期間）

第2条 本協定の有効期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

（オフィシャルサポーターライセンス料）

第3条 乙は、甲にオフィシャルサポーターライセンス料として、金〇〇〇〇〇〇〇〇円を、甲の発行する納入通知書により、校の指定する期日までに納入する。

2 甲は、前項のオフィシャルサポーターライセンス料については、いかなる場合についても返還しないこととする。

（甲の協力）

第4条 甲は、次の各号に定めることにつき、本協定の有効期間中、乙に協力する。

- (1) 美術館の玄関にオフィシャルサポーターとして乙の名称を掲出する。なお乙の希望によりロゴの使用を可能とする。
- (2) 美術館の公式ウェブサイト内にオフィシャルサポーターの紹介ページを制作し、オフィシャルサポーター名とロゴを紹介する。
- (3) 美術館のオフィシャルサポーターであることを、乙のホームページや名刺などに表示することができるものとし、写真の提供、美術館の名称や写真を使用した広報及び広告並びに販売促進での使用を認める。
- (4) 名古屋市美術館学生メンバーズとして、特別展及び常設展への学生（希望する場合は教員も）の入場を無料とする。（特別展の入場人員には限度があり、超過した場合は超過人数分の観覧料の支払いが必要となる）
- (5) 展覧会（「名古屋市美術館コレクション展（仮称）」に限る）の広報媒体にオフィシャルサポーターとして大学等の名称を掲載する。
- (6) 展覧会の開会式に招待する、
- (7) 展覧会の招待券を30枚提供する。

（協定の解除）

第5条 甲は、乙が次のいずれかに該当する場合には、協定締結後であっても、協定を解除するものとする。なお、サポーターライセンス料の納入後であっても、返還しないものとする。

ア サポーターライセンス料の納入がない場合

イ 「名古屋市美術館開館30周年記念オフィシャルサポーター募集要項」の応募者の資格を満たしていないこと又は応募書類に虚偽の記載があることが判明した場合

ウ 乙に非行の事実が認められ、本協定を継続することが適当でないと乙が認める場合

2 本協定が解除された場合、乙は甲に対して損害賠償を請求することはできない。

3 本協定が解除された場合において、乙が本協定で許可した内容を使用した場合、甲は乙に損害賠償を請求することができる。

(準拠法及び管轄裁判所)

第6条 本協定は日本国内法に準拠し、日本国内法をもって解釈される。

2 甲及び乙は、本協定から生じ、又は本協定に関連した係争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

(協議事項)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じた場合には、甲乙互いに誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

以上のおり本協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成30年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市教育委員会
教育長

乙

サポーター運用・メンテナンスに関する協定について

1 目的

この制度は、名古屋市美術館開館 30 周年記念オフィシャルサポーター募集において、広告代理店等の協力を得て応募が促進され、また名古屋市美術館オフィシャルサポーター（以下「オフィシャルサポーター」という。）に関する業務が円滑かつ効果的に遂行される環境を整備することを目的とします。

2 概要

- (1) オフィシャルサポーターが申込書を提出する際に広告代理店等を活用する場合、広告代理店等は「サポーター運用・メンテナンスに関する協定」の締結を、申出書（様式 4）により名古屋市教育委員会へ申し出ることができます。
- (2) 名古屋市教育委員会と広告代理店等は、当該応募者がオフィシャルサポーターとして選定された場合に、本協定を締結します。
- (3) 名古屋市教育委員会は、業務の完了を確認後、オフィシャルサポーターライセンス料（以下「ライセンス料」という。）のうちから一定割合を広告代理店等へ支払います。なお、オフィシャルサポーターとして協定が成立しなかった場合の支払いはありません。
- (4) 支払金額は、申出書に記載された金額とし、上限はライセンス料の 10%とします。
- (5) 本協定の有効期間は、オフィシャルサポーターのサポーター期間に限ります。
- (6) 本協定による支払いは、平成 29 年 11 月から募集している「名古屋市美術館開館 30 周年記念オフィシャルサポーター募集」を対象とします。

3 資格

申出書提出の日からオフィシャルサポーターが選定されるまでの間に、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成 20 年 2 月 15 日付け 19 財管第 253 号）に基づく排除措置を受けていないことが条件となります。

（役員全員について、愛知県警察本部へ氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会させていただきます。）

4 役割

広告代理店等の役割（業務内容）は、オフィシャルサポーターを獲得するための営業活動に加えて、オフィシャルサポーターとして選定後のオフィシャルサポーターと名古屋市教育委員会の仲立ちとして権益調整等の役割を担っていただくことです。本協定の申し出にあたっては、おおむね以下のような具体的な提案内容を記載してください。

- (1) オフィシャルサポーター特典に関する権利や義務の調整

- (2) オフィシャルサポーターへの対応（要望やクレーム、必要な資料の作成）
- (3) 名古屋市美術館開館 30 周年記念事業の広報活動への協力
- (4) その他オフィシャルサポーター協定の円滑な運用に必要な業務

5 義務

広告代理店等は、協定内容の履行を名古屋市教育委員会が確認するための書類等を作成し、提出してください。

また、その他業務の履行に関して、名古屋市教育委員会からの指示に誠実に従ってください。

6 問合せ先

名古屋市美術館総務課

郵便番号 460-0008

所在地 名古屋市中区栄二丁目 17 番 25 号

電話番号 052 - 212 - 0001

ファックス番号 052 - 212 - 0005

電子メールアドレス a2120001@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

オフィシャルサポーター大学名の掲出位置とイメージ



(正面玄関の左側)



(懸垂幕の意匠や文言は、協議のうえ決定します)